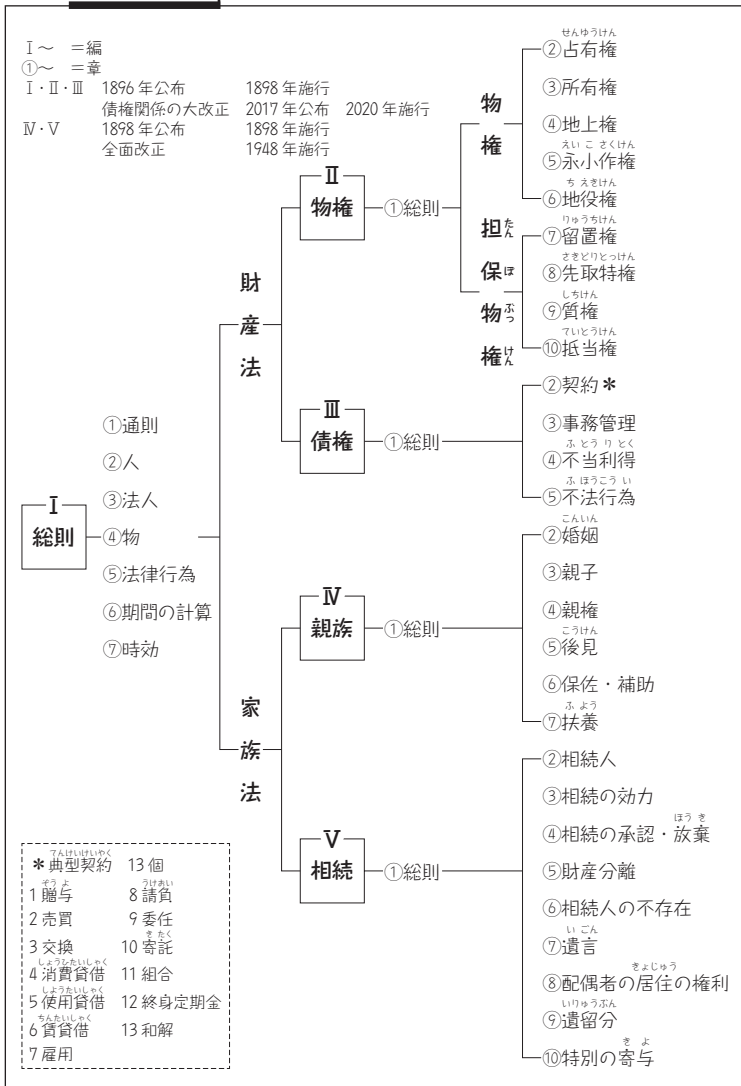


### CHART 3 民法典の全体像



事者」といっていますが、ここでは債務者（CASE 5-1 の B）が債務不履行の結果としていかなる範囲の責任を負うかが問題ですから、債務者の予見可能性が問題となります。また、債務者が予見できたかどうかは、契約時ではなく、債務不履行時を基準に判断されます（大判大正7・8・27民録24輯1658頁）。

ですから、A がスイートルームの代金を請求できるかどうかは、B が引渡日に土地建物を引き渡さないと、A がスイートルームに宿泊しなければならないということ（予見できたかどうか）で決まります。

上記のように土地建物を引き渡す日が観光シーズンであれば、スイートルームしか空いていないことにつき、B は予見できた可能性があります。

## 免責事由があれば債務者は損害賠償責任を負いません

### (1) 不可抗力であれば責任を免れます

債務不履行があった場合、債務者は、それによって生じた損害を賠償しなければなりません（415条1項本文）。しかし、債務不履行があれば、債務者は、つねに損害を賠償する責任を負うわけではありません。債務不履行が契約当事者の意思や、契約の性質、契約をした目的、契約締結にいたる経緯その他の取引をとりまく客観的な事情を考慮して債務者の責めに帰することができない事由によるものであるとき（債務不履行が損害賠償の責任から債務者を免れさせるのにふさわしい事由によって発生した場合にはということです）、つまり、免責事由があるときは、債務者は損害賠償の責任を負いません（同項ただし書）。そのため、債務者は、債務不履行が自分の責めに帰することができない事由によって発生したことを立証立証して、損害賠償の責任を免れることができます。

たとえば、CASE 5-1 で、大震災のような**不可抗力**<sup>ふかこうりょく</sup> **用語**のために B が引渡<sup>ひきわた</sup>期日に土地建物の引渡しができなかったような場合、B が引渡<sup>ひきわた</sup>期日に土地建物の引渡しができないのは仕方がないと考えられます。ですから、債務不履行は、B の責めに帰することができる事由によって発生した（=B には帰責事由がない）ので、B は、損害賠償の責任を負いません。

## (2) 履行補助者の行為による場合には責任を免れません

たとえば、A が B から有名な陶芸家<sup>とうげいか</sup>が作ったつぼを購入しました。B の従業員 C が A 宅にそのつぼを届ける途中で、不注意でつぼを割ってしまいました。A は、B に対して、損害の賠償<sup>ばいしょう</sup>を請求できるでしょうか。

この場合、つぼは割れてしまったわけですから、B は、A につぼを引き渡すことはできません。もっとも、つぼを割ったのは、B ではありません。しかし、B は、日ごろ C（債務者の従業員のよう、債務者の手足となって債務者の債務の履行<sup>りこう</sup>を補助する者を履行補助者<sup>りこうほじょしゃ</sup>といいます）を使って活動を行い、利益を得ているわけですから、C の行為によって債務不履行が発生した場合でも、B は、その賠償責任<sup>ばいしょうせきにん</sup>を免れることはできません。

## (3) 金銭の支払いを目的とする債務の不履行では責任を免れません

また、買主が代金支払期日に代金を支払わないとか、金銭の借主<sup>かりぬし</sup>が返済期日になっても貸金<sup>かしきん</sup>の返済をしない場合のように、金銭の支払いを目的とする債務（これを金銭債務<sup>ふりこう</sup>といいます）の不履行については、

### notes

**用語** 不可抗力とは、外部から発生した事実で、取引上あるいは社会通念上要求される注意をしても損害の発生を防止することができないものをいいます。

## 債務不履行だけでは契約は解除できません

### 541条（催告による解除）

当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

債務者が債務の履行をしないとはいえ、解除によって契約ははじめから締結されなかったのと同じ状態になりますから、契約が解除されると、履行の準備をしていた債務者が不利益を被るおそれがあります。そのため、民法は、契約の解除のために債務者の債務不履行に加えて一定の要件を付加しています。すなわち、債務者が債務を履行しない場合に、債権者は、まず、履行のために必要な期間を設定して債務者に債務の履行を請求しなければなりません。これを催告といいます。解除によって債務者が不利益を被るおそれがあるので、債務者に履行の機会を確保するためです。そして、催告で指定された期間内に債務者が債務の履行をしない場合に、債権者は、契約を解除することができます（541条）。なお、催告で指定した期間を経過すると自動的に解除の効果が発生するわけではなく、契約を解除するためには、解除の意思表示が必要です（540条1項）。

## 債務者の責めに帰することができない事由による場合も解除できます

債務不履行による損害賠償請求においては、債務不履行が債務者の責めに帰ることができない事由によるものであるときは、損害賠償請求は認められません（415条1項ただし書）。これに対して、契約

の解除においては、債務不履行が債務者の責めに帰すべき事由によるものであるかどうかは問題となりません。解除は、履行をしない債務者に責任を課すものではなく、債権者を契約の拘束力から解放するものだからです。そのため、債務不履行が債務者の責めに帰することができない事由による場合にも、債権者は契約を解除することができます。

### 債務不履行が軽微な場合には解除できません

→175頁  
前述の要件が認められる場合でも、催告で指定した期間を経過した時点で債務不履行が契約および取引上の社会通念に照らして軽微なものであるときは、債権者は、契約を解除することができません（541条ただし書）。たとえば、土地の売買において、買主が代金のほか、売主のもとで生じた税金の一部を負担することとなっていた場合に、買主が代金は支払ったが、わずかな額の税金の負担を怠ったことを理由に、売主は契約全体を解除することはできません（最判昭和36・11・21民集15巻10号2507頁）。また、賃貸借契約のような一定期間契約関係が継続するような契約関係においては、借主が1か月分だけの賃料の支払いを怠ったり、借りた部屋でペットの飼育が禁止されているときに、部屋の借主が小鳥を飼ったりしただけでは、契約を解除することはできません（賃料不払いについては、最判昭和39・7・28民集18巻6号1220頁、用法遵守<sup>日本語</sup>義務違反については、最判昭和41・4・21民集20巻4号720頁参照）。

#### notes

**用語** 遵守とは、規則や法律などに従い、それをまもることです。

## コラム⑮ 利得の吐き出しと不法行為・事務管理・不当利得

もっぱら損害の填補を目的とする民事責任では、損害発生が成立要件とされます。したがって、たとえば、空き地として放置されていたAの所有地を、Bが、Aに無断でCに賃貸して通常の賃料を超える賃料を得た場合、AはBに、Bが得た賃料全部について不法行為を理由に損害賠償請求できるかどうかの問題となります。

### ①差額説により損害賠償請求するときの問題

差額説の立場からは、Bの不法行為（土地の賃貸）がなくてもAは空き地を放置していたので、Bの不法行為があった場合となかった場合とでAの財産状態に変わりはなく、Aに損害はないことになりそうです（もっとも、実際の裁判例では、通常の賃料に相当する額の賠償は認められています）。

しかし、この場合にBが得た利益（特に通常の賃料相当額を超える部分）をそのまま保持できるとするのは不当であるとする立場からは、Bの利益をいわば「吐き出させる」法律構成が必要になります。

### ②不当利得返還義務という考え方

そこで考えられるのは、第1に、**不当利得**（703条・704条）です。これは、「法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者」は、「これを返還する義務を負う」（703条参照）とする制度です。冒頭の例でいえば、「法律上の原因」がないのにAの所有地（「他人の財産」）によって賃料を得たBに、この賃料全部についてAに返還する義務を負わせることができるか否かが問題となります。しかし、**不当利得**の趣旨が、この場面では、侵害された財貨の帰属を元に戻すことにあるとすると、侵害者の才能により取得した価値の返還を認めることはその趣旨にそぐわないといえます。

### ③（準）事務管理による受け取った金銭の引渡義務という考え方

そこで、第2に、**準事務管理**が考えられます。**事務管理**とは、「義務なく他人のために事務の管理を始めた者」は、「その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理」をする

(697条1項参照)とともに、「事務を処理するに当たって受け取った金銭」などを本人に引き渡さなければならない(701条による646条の準用を参照)とする制度です。ただし、冒頭の例では、Bは、Aの所有地を賃貸すること(「事務の管理」)をA(「他人」)のためではなく、自分のためにはじめています。このように自分のために他人の事務を管理する場合にも、事務管理に関する規定を準用するのが準事務管理です。準事務管理を認める見解に従えば、AはBに、Bが得た賃料全部の引渡しを(通常の賃料相当額を超える部分を含めて)求めることができます。

もつとも、準事務管理という法律構成の必要性がどこまであるかは、検討が必要です。不法行為について損害事実説の立場からいえば、Aの土地所有権の侵害という事実を損害としてとらえ、その金銭評価において、Bの得た賃料全部に相当する額を、Aの土地所有権のあるべき価値とみることが考えられます。

## 責任を免れることもあります——責任能力、正当防衛

### (1) 責任無能力者は責任を免れます

#### 712条(責任能力)

未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足る知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。

#### 713条

精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。……

## CASE 8-8

9歳のBは、親Cに買ってもらった空気銃で遊んでいる際に、ふざけて友人Aに銃口を向けたところ、誤って引き金を引いてしまい、弾がA

## 妻と不仲の夫が全財産を子に相続させるとの遺言を残したときはどうなるか

### CASE 10-4

Aは高齢になるに従い、妻Bからじゃま者扱いをされるようになりました。そこで、自分が亡くなったあと、妻が遺産でのうのうと暮らすのは許せないと考えたAは、全財産をBと折り合いの悪いひとり息子Cに相続させるとの遺言書を作成して、亡くなりました。Bは、自分も相続できるとCに主張できるでしょうか。

被相続人の財産を処分する自由と相続人の保護という要請の調和を図る制度として、相続財産の一定割合を一定の範囲の相続人に留保する、**遺留分**という制度があります。

#### (1) 兄弟姉妹以外の法定相続人には遺留分があります

この遺留分を有するのは、兄弟姉妹以外の法定相続人、つまり、配偶者・子・直系尊属です。直系尊属だけが相続人である場合は被相続人の財産の3分の1、それ以外の場合は2分の1が遺留分（総体的遺留分）となります（1042条1項）。これに、各自の法定相続分をかけたものが各自の遺留分（個別的遺留分）になりますので、CASE 10-4のように、夫が遺産のすべてを子に相続させるとの遺言を残しても、妻には夫の遺産の2分の1（総体的遺留分）×2分の1（法定相続分、900条1号）=4分の1を相続できる権利（個別的遺留分）があります。

#### (2) 遺留分は相続開始前に放棄することができます

なお、法定相続人は、相続開始前に相続の放棄をすることはできません（915条1項）。これに対し、遺留分権利者は、相続開始前に、家庭裁判所の許可を得て遺留分を放棄することができます（1043条1項）。この遺留分の放棄によって他の相続人の遺留分が増加することはあり



ませんので（同条2項）、被相続人の財産処分の自由が広がることになります。たとえば、妻が子に夫の全財産を相続させようとして遺留分（夫の財産の4分の1）を放棄しても、子の遺留分（父の財産の4分の1）はもとのままです。夫は財産の4分の3を第三者に贈与したり遺贈することができます。

この遺留分を主張できる権利は、遺留分権利者が、相続の開始と被相続人が遺留分を侵害する贈与などを行ったことの両方を知った時から1年、相続開始の時から10年の期間制限に服します（1048条）。

## V 最近の民法（相続関係）改正について ——配偶者の保護を厚くしました

最近、高齢化社会の進展や家族のあり方に関する国民意識の変化などの社会情勢をふまえて、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、民法（相続関係）が大幅に改正されました（2018年7月13日公布）。その主なものはつぎのとおりです。

### 配偶者居住権および配偶者短期居住権を新設しました

#### CASE 10-5

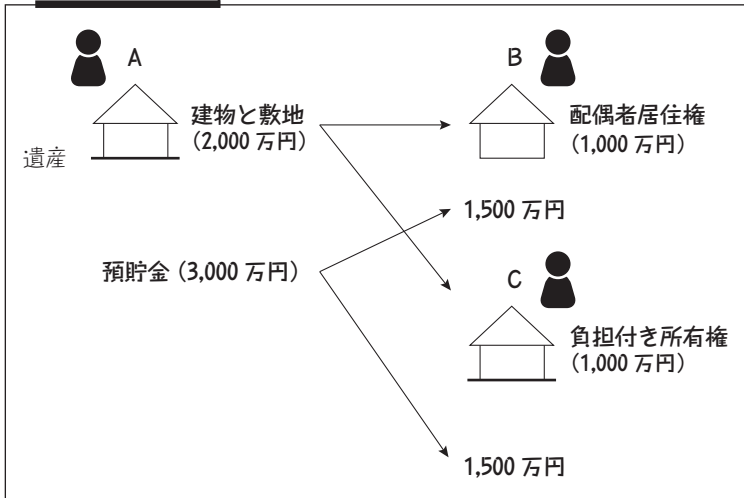
夫Aが亡くなり、妻Bと長男Cが相続しました。遺産は、ABが住んでいた建物と敷地（評価額2,000万円）、預貯金が3,000万円です。Bは引き続きこの建物に住みたいと考えていますが、同時に、BとCは民法の定めるとおりに遺産をわけたいと考えています。どのような遺産のわけ方があるでしょうか。

民法の定め（900条1号）では、BとCの相続分は1：1（これを金額

に換算すると、BもCも2,500万円)です。したがって、民法の定めるとおりにわけようとする、Bがこの建物と敷地を取得するときは、預貯金の3,000万円のうち500万円しか取得できないので、Bは、老後の生活資金に不安を抱くこともあるでしょう。

そこで、改正法は、高齢配偶者の生活保障を図るため遺産分割における選択肢を1つ増やし、配偶者の居住建物を対象として、終身または一定期間、配偶者にその使用を認める法定の権利である**配偶者居住権**を創設しました。これにより、配偶者は、遺産をわける際に、他の共同相続人との合意または家庭裁判所の審判により、あるいは、被相続人が配偶者居住権を遺贈<sup>いぞう</sup>しているとき、配偶者居住権を取得できるようになりました(1028条~1036条。この居住権は、このあとで述べる**配偶者短期居住権**よりも長期になるとはかぎらないので、単に配偶者居住権といえます)。したがって、たとえば、Bの配偶者居住権が1,000万円相当であるとされると(配偶者居住権の実際の評価額は、その存続年数等によって異なってきます)、Bはこの配偶者居住権と預貯金から1,500万円を取得し、Cは、Bの配偶者居住権という負担付きの建物と敷地の所有権と(1,000万円)と預貯金から1,500万円を取得するというわけ方もできるようになります(CHART 10-6 参照)。

また、改正法は、相続開始時に被相続人の建物(居住建物)に無償で住んでいた配偶者に、一定の期間、その居住建物を無償で使用する権利(配偶者短期居住権)を認めました(1037条~1041条)。したがって、Bは、相続開始の時に被相続人Aの建物(居住建物)に居住していましたので、配偶者居住権を取得するまで、あるいは、配偶者居住権の取得を望まないときでも、居住建物がBとCのいずれが取得するか確定するまでの間(ただし、最低、6か月間は保障されます)、配偶者短期居住権も認められます。これらの制度は、2020年4月1日から施行<sup>こう</sup>されます。



## 配偶者への生前贈与・遺贈を優遇する制度を新設しました

### CASE 10-6

結婚21年後に、夫Aが亡くなり、妻Bと長男Cが相続しました。遺産は、ABが住んでいた建物と敷地（建物と敷地全体の評価額2,000万円）のほか、預貯金が3,000万円あります。Aは、遺言書にこの建物と敷地をBに遺贈すると書いていました。BとCは民法の定めるとおりに遺産をわけたいと考えています。遺産はどのようにわけることになるでしょうか。

現在の民法では、被相続人(A)が配偶者(B)に贈与や遺贈をしていても、贈与などを受けた者は、原則として遺産の先渡し（これを特別受益といいます）を受けたものとして取り扱われるため、配偶者が最終的に取得する財産の額は、結果的に贈与などがなかったと同じに扱

われます(903条1項)。その結果、BとCの相続分は1:1(これを金額に換算すると、BもCも2,500万円)となるので(900条1号)、Bは預貯金から500万円しか取得できません。

しかし、このような遺贈や贈与は、配偶者の長年にわたる貢献に報いるとともに、老後の生活保障の趣旨で行われるのが一般的です。そこで、改正法は、婚姻期間が20年以上である配偶者の一方が他方に対し、その居住の用に供する建物またはその敷地(居住用不動産)を遺贈または贈与した場合には、原則として、計算上遺産の先渡し(特別受益)を受けたものとして取り扱わなくてよいこととしました(903条4項)。したがって、BとCは預貯金を半分(1,500万円)ずつにわけばよいことになります。この制度は、2019年7月1日から施行されています。

## 相続人以外の人<sup>①</sup>が貢献した場合(特別の寄与)を考慮する制度を新設しました

### CASE 10-7

妻に先立たれたAには3人の子(長男B、長女C、次男D)がいます。Aよりも先にBが亡くなりましたが、引き続きBの妻EがAの介護をしてきました。Aが亡くなったとき、Eは遺産の分配にあずかれるでしょうか。

現在の民法では、被相続人が死亡した場合、相続人(BCD)は、被相続人(A)の介護をまったく行っていなかったとしても、相続財産を取得することができます。他方、長男の妻(E)などは、どんなに被相続人の介護に尽くしても、相続人ではないため、被相続人(A)の死亡に際し、相続財産の分配にあずかることができません。

そこで、改正法は、Eのような相続人以外の親族が、被相続人の療

養看護等を行った場合、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭の支払いを請求することができることとする制度を新設しました（1050条）。この制度は、2019年7月1日から施行されています。

## 公的機関（法務局）における自筆証書遺言の保管制度の創設

これまでは、自筆証書遺言（968条）の遺言書は自分で保管しなければなりません。しかし、紛失や他人が勝手に書き換えたりすることを防止するため、この遺言書を法務局において保管する制度が新設されました（遺言書保管法。2018年7月13日公布、2020年7月10日から施行されます）。法務局で保管されている遺言については、家庭裁判所の検認（1004条1項。CHART 10-5 参照）は不要です。